

令和6年第4回（12月）大磯町議会定例会

議 案 第 63 号 説 明 資 料

令和6年11月28日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資 料

事故概要 1～2

建 設 課

事 故 概 要

事故発生日時：令和6年7月2日（火）午後2時30分頃

場 所：中郡大磯町国府新宿554番地10先

損 害 物 件：フェンス（支柱2本、フェンス2枚）

運 転 者：都市建設部建設課 主査

事 故 車 両：湘南100さ4998（三菱ふそう キャンター）

事故の相手方：個人（詳細省略）

事故発生状況：現場作業終了後、停車していた私道から公用車を出そうと方向転換するため、ハンドルを右に切って前進したところ、公用車左側後方部オーバーハング部が私道内に設置されていたフェンスに接触し、損傷させた。

対 応：当該事故に係る相手方への損害賠償金として、フェンスの修理費用相当額を町が負担する。

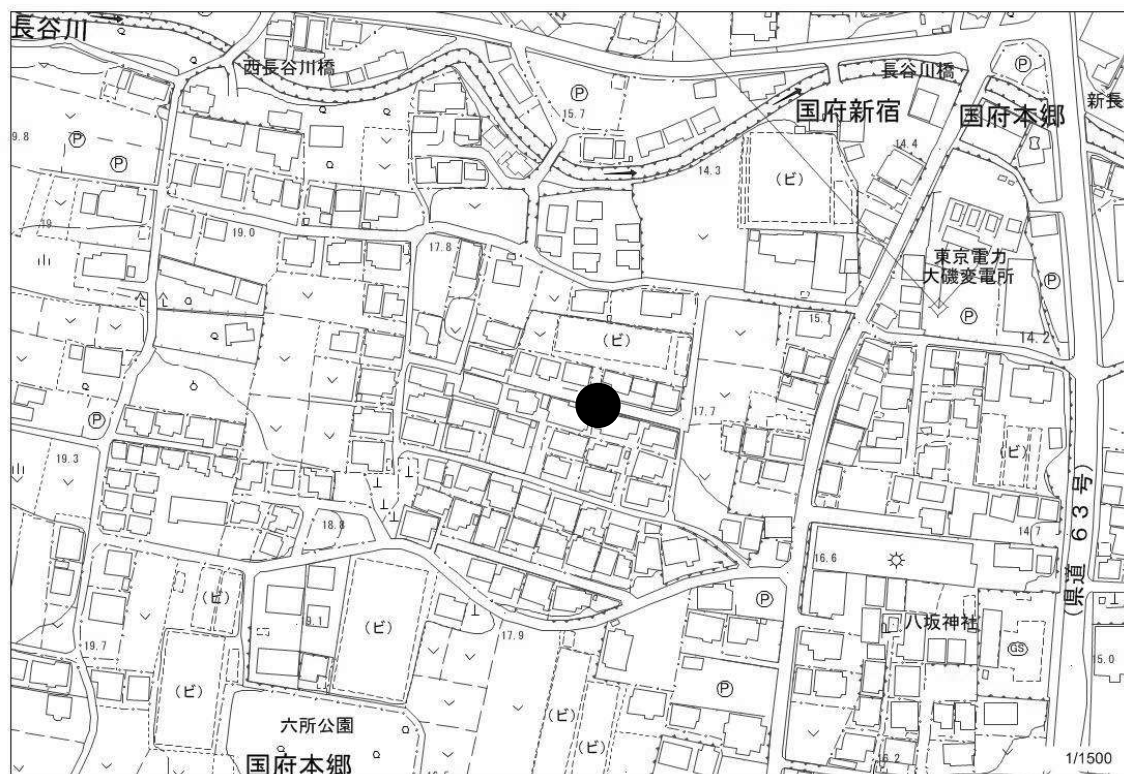
損害賠償金額：88,000円

経過及び予定：令和6年7月2日 事故発生

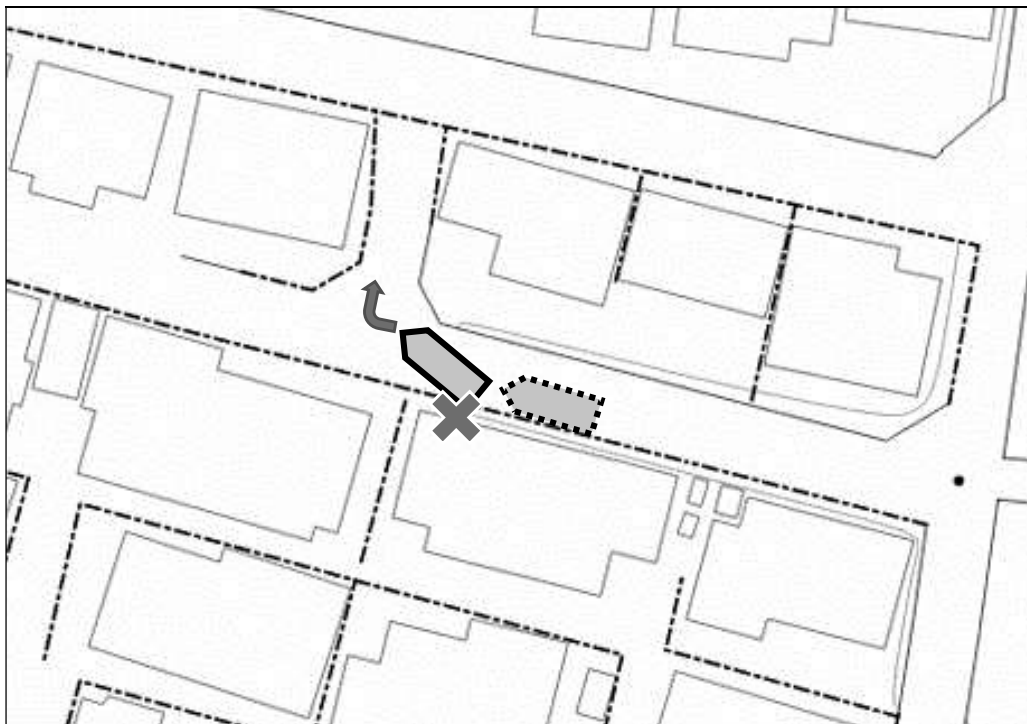
令和6年10月11日 専決処分

令和6年11月中 示談締結

事故発生場所



事故発生状況図



写真

事故発生状況



物損箇所



物損箇所



物損箇所

